

令和4年9月1日

お客様各位

豊田信用金庫

## 預金規定改定のお知らせ

平素より豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

今般、「未利用口座管理手数料の取扱内容の変更」および「一定金額未満の普通預金口座等の解約手続きの簡素化」の取扱い開始に合わせ、対象となる預金規定を改定します。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は改定日以降、当金庫ホームページにて確認いただけます。当金庫ホームページの閲覧が困難な方は、書面にてお渡しいたしますので、窓口までお申出ください。

当金庫は今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日 令和4年10月1日（土）

2. 対象となる預金規定

- ・普通預金規定（決済用普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定

3. 改定概要

○未利用口座管理手数料の取扱内容の変更

未利用口座管理手数料について、2019年10月1日以降に口座開設された一定の条件に該当する普通預金を対象としていましたが、一定の条件に該当する普通預金および貯蓄預金について、2019年9月30日以前に開設された口座も含め対象とする変更の内容を関連規定に反映します。

○一定金額未満の普通預金口座等の解約手続きの簡素化の取扱い開始

2022年10月1日より、一定の条件に該当する口座について、無印での解約「簡易解約」の取扱いを開始することを踏まえた内容を関連規定に反映します。

4. 改定内容

別紙のとおり条項を変更・追加します。

5. お問い合わせ先

豊田信用金庫 営業統括部

【電話番号】0565-36-1380

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以上

改正前	改正後
<p>5. (預金の払戻し) 【追加】</p> <p>(2)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>(3)【項番繰下げ】</p> <p>(4)【項番繰下げ】</p> <p>9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ・・・(略)・・・</p> <p>13. (手数料の取扱について) (1)未利用口座管理手数料 <u>2019年10月1日以降に開設した預金口座には</u>、当金庫が別に定める条件に該当した場合のみ、当金庫はこの口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。この引き落としした未利用口座管理手数料は返却しません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p><u>(2)前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u></p> <p>(3)前2項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>(4)【項番繰下げ】</p> <p>(5)【項番繰下げ】</p> <p>9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めての取扱い、<u>または第5条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱い</u>ましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ・・・(略)・・・</p> <p>13. (手数料の取扱について) (1)未利用口座管理手数料 当金庫が別に定める条件に該当した場合には、<u>この預金口座を未利用口座とし</u>、当金庫はこの口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。この引き落としした未利用口座管理手数料は返却しません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正前	改正後
<p>5. (預金の払戻し) 【追加】</p> <p><u>(2)</u>前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ・・・(略)・・・</p> <p>【追加】</p> <p><u>14.</u> (取引の制限等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>15.</u> (解約等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>16.</u> (通知等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>17.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) 【条番号繰下げ】</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p><u>(2)</u>前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p><u>(3)</u>前<u>2</u>項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めての取扱い、<u>または第5条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱い</u>ましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ・・・(略)・・・</p> <p><u>14.</u> (手数料の取扱について) <u>(1)未利用口座管理手数料</u> <u>当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この預金口座を未利用口座とし、当金庫はこの口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。この引き落としした未利用口座管理手数料は返却しません。</u></p> <p><u>15.</u> (取引の制限等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>16.</u> (解約等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>17.</u> (通知等) 【条番号繰下げ】</p> <p><u>18.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) 【条番号繰下げ】</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="107 178 654 210"><u>18.</u> (休眠預金等活用法) 【条番号繰下げ】</p> <p data-bbox="107 252 564 284"><u>19.</u> (規定の変更) 【条番号繰下げ】</p> <p data-bbox="1016 331 1111 363">以 上</p>	<p data-bbox="1135 178 1682 210"><u>19.</u> (休眠預金等活用法) 【条番号繰下げ】</p> <p data-bbox="1135 252 1592 284"><u>20.</u> (規定の変更) 【条番号繰下げ】</p> <p data-bbox="2045 331 2139 363">以 上</p>

改正前	改正後
<p>5. (預金の払戻し) 【追加】</p> <p>(3)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>(4)【項番繰下げ】</p> <p>(5)【項番繰下げ】</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p><u>(3)前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。【追加】</u></p> <p>(4)前3項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。【項番繰下げ】</p> <p>(5)【項番繰下げ】</p> <p>(6)【項番繰下げ】</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めての取扱い、<u>または第5条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>・・・(略)・・・</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>